

空き家相談窓口受付等業務受託候補者選定に係る募集要項

1 業務の名称

空き家相談窓口受付等業務（以下「本業務」という。）

2 業務の内容（提案募集の内容）

別紙「空き家相談窓口受付等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 業務の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務に関する基本的事項

（1）受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。

イ 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 募集開始の日から起算して過去5年以内に、地方公共団体の空き家相談窓口の受付業務の実績があること。

エ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないこと。

（2）業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。

個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行い、了承を受けること。

（3）業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、13,275千円（消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

- ・ 本業務は新年度予算の成立を前提としており、市会において議決が得られなかつた場合は、応募を中止、契約を締結しない場合がある。その場合、応募に係る一切の経費を京都市に請求することはできない。

- ・ 契約期間中に本業務の内容に変更が生じる場合は、受託者と協議のうえ、契約金額を変更する場合がある。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

(5) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、仕様書「1.2 個人情報の保護」や別紙「個人情報取扱い事務の委託契約に係る共通仕様書」のとおりとする。

(7) 情報公開

本業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

5 提案書等の提出

(1) 募集期間

令和6年3月8日（金）から令和6年3月22日（金）まで

(2) 提出物

別紙第1～4号様式（以下、「提案書等」という。）

(3) 提出方法

電子メール又は郵送、持参による。電子メール又は郵送による場合は、送達されたことを電話にて確認すること。また、郵送、持参の場合は6部（添付書類がある場合は併せて6部）用意すること。

(4) 提出期限

ア 提案書等（第1～4号様式）

令和6年3月22日（金）午後5時必着

イ 共 通

持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する京都市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(5) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当 池垣、戸倉）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488（分庁舎3階）

電 話：075-222-3667 F A X：075-222-3526

メール：machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp

メールの件名は「空き家相談窓口受付等業務の提案書等」とすること。

(6) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、軽易な誤りを除くほか、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できることとする。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 募集に関する質問及び回答

(1) 質問の方法等

募集要項及び仕様書に関する質疑については、次のとおりとする（必ず着信確認を行うこと。）。

なお、質問をすることができる者は、参加意向表明書（第5号様式）を提出した者に限ることとし、対象外の者からの質問には回答しないものとする。

ア 期 限 令和6年3月18日（月）午前10時必着

イ 方 法 電子メールによる。メールの件名は「空き家相談窓口受付等業務に関する質問」とすること。

ウ 様 式 自由

エ 提出先 machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp（池垣、戸倉 宛）

(2) 質問に対する回答

全ての質問及び回答については、3月19日午後5時までに京都市ホームページにおいて公開することとする。回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000323460.html>

7 受託候補者の選定

提出された提案書等に基づき、参加者の業務実施能力を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

ア 提案書等が期限内に提出されなかった場合は、失格とする。

イ 見積書（第4号様式）に記載の見積金額が契約金額の上限を超えている場合は、失格とする。

ウ 下記（2）に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価点が60点を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であつ

ても、受託候補者として選定しない。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	評価点 (100点満点)
履行実績	同種業務の履行実績	地方公共団体の空き家相談窓口の受付業務の実績（募集開始日から過去5年以内のもの、最大2件）	20点
所在地	本店等の所在地	本店、支店の所在地が京都市内であるか。	5点
提案の的確性	事業の理解度	京都市の空き家対策に対する認識、理解が正しいか。	20点
	運営体制の安定性	日常の報告・連絡・相談体制の内容や窓口を担う責任感、スタッフの教育が適切であるか。	15点
	業務内容の理解度	本業務内容の理解が適切であるか。	10点
	人員体制の充実度	相談窓口の人員体制が充実しているか。	10点
受託希望金額	受託希望金額に応じて配点を行う。		20点

8 選定結果の通知及び公表

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

受託候補者に選定された旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知

受託候補者に選定されなかった旨及びその理由を文書で通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から7日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 受託候補者の選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果（参加した事業者、評価点及び選定理由）を公表する。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は次点の提案者と順次契約に関する協議を行う。

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

上記「5 (5) 提出先」と同じ